

(内閣委員会)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四六号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日の翌日から施行する。